

国民健康保険条例一部改正案提案に対し、 日本共産党武蔵野市議団市長へ申し入れ

3月議会へ国民健康保険条例一部改正案が提出されます。改正の柱は下記の内容です。

- ・国民健康保険税所得割額の算定方式を旧ただし書き方式に変更する
- ・均等割7.5、2割軽減(現行6.4割軽減)を新たに実施する
- ・賦課限度額を新たに法定限度額73万円(現行67万円)に改定する

現行の市民税所得割額方式は、市民税の所得割額に税率をかける方式なので、市民税の額に比例して負担が増える方式です。旧ただし書き方式は基礎控除の33万円を控除した額に税率をかける方式なので、低所得者、特に被保険者の多い世帯に負担が増えるという仕組みです。

日本共産党は市長に下記の申し入れを行いました。

国民健康保険税についての申し入れ

2010年2月8日

日本共産党武蔵野市議団

3月議会に国民健康保険条例の一部を改正する条例案が提出される予定になっています。そこでは、賦課方式を、市民税所得割方式から旧ただし書き方式に変更することがもりこまれています。

今、不況でくらしが大変な中で、改正案では2010年度は一般会計からの繰入金を増やし、課税総額を引き下げ、1世帯あたりの平均課税額を引き下げることが、評価できます。しかし、課税方式の変更で、低所得者層および扶養家族数の多い世帯を中心に国民健康保険税が上昇する世帯が出ます。なかでも、大幅な負担増となる世帯があることは、重大です。よって、日本共産党武蔵野市議団は、以下のことを求めます。

1. 経過措置の20%軽減を、1年間に限らず延長して行うこと。
2. 扶養家族数の多い世帯など、急激に負担が増える世帯に対しては、負担が増えないよう対策をとること

3月議会の日程

2月23日(火)	本会議(市長・施政方針)
26日(金)	本会議(代表質問・橋本議員)
3月 1日(月)	本会議(一般質問)
2日(火)	本会議(一般質問)
4日(木)	総務委員会
5日(金)	文教委員会
8日(月)	厚生委員会
9日(火)	建設委員会
10日(水)	外環道路特別委員会、 鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会
12日(金)	本会議
26日(金)	本会議 (予算採決)
予算特別委員会	
3月15日(月)、16日(火)、17日(水)、18日(木)、23日(火)	

3月の無料法律相談

3月9日(火) 午後1時30分より

【毎月第2火曜日が法律相談日です】
*日本共産党市議会議員控室
*各議員まで予約を
*武蔵野法律事務所の
弁護士が相談にのります。